

水田活用の直接支払交付金に係る

水張り確認のための実施マニュアル <第2版>

駒ヶ根市地域農業再生協議会

はじめに

水田活用の直接支払交付金につきまして、農林水産省より指針が示され、水稻作付と同等の湛水管理（水張り）が可能なほ場のみが交付対象となりました。つきましては、以下をご確認いただき、書類の作成・提出をお願いいたします。

※国要綱の見直しにより、第2版として一部内容修正をしました。

第1版との変更点

- ・実施要綱の改正に伴い、「連作障害による収量低下の有無確認」の実施要領が、次の①、②のとおり変更されました。（ただし、水張りを実施したほ場で、5年間連続して同一の作物を栽培した場合のみが実施対象です）

①報告は、令和9年度から開始、以降毎年度確認を行う

②毎年度、過去5年間の収量等を報告する

（例：令和9年度の確認対象年度は、令和4～8年度の5年分）

これに伴い、第1版にて定めた〈水張り確認様式3 連作障害確認記録表〉につきましては、廃止とさせていただきます。

令和9年度以降の書類提出の詳細につきましては、国等の動向を踏まえて改めてお知らせしますが、農業者の皆様におかれましては、令和4年度以降に栽培した作物の収量等を把握しておくようお願いいたします。

1. 対象者

令和9年度以降も水田活用の直接支払交付金制度を利用される見込みの方

2. 実施方法・提出書類

1 令和5～8年度までに、対象水田について水稻作付（加工用米等を含む）を行う方

- ・当該期間中に、対象ほ場にて「水稻作付」を行ってください。実施の有無は、毎年2月に提出いただく「水稻作付生産実施計画書及び営農計画書」をもって判断しますので、別途手続きは不要です。水稻作付目安値内の栽培にご協力ください。

2 令和5～8年度までに、対象水田について水稻作付を行わない方

- ・次の手順に沿って実施、書類を提出してください。

- ①当該期間中に、対象ほ場にて「1か月以上の湛水管理（水張り）」を行ってください。実施したことを証明できるよう、水張り開始初日の写真と、水張り開始から1ヶ月後以降の写真を、各1枚撮影してください。

②水張り完了後、【提出書類一覧表】に記載された書類を作成し、当協議会へ提出してください。提出期限は、水張りを行った年度の末日とします。

◆例：水張りを令和7年6月に行った場合、令和8年3月31日が提出期限となります。

水張り確認書類の最終提出期限は、令和9年3月31日です。この期日までに1ヶ月以上の水張りを終え、関係書類を提出いただくようお願いします。

【提出書類一覧表】※フローチャートを併せてご確認ください

[1]		<水張り確認 様式1> 水張り確認ほ場一覧表	記入例に従って、対象ほ場を記載してください。 (旧様式での提出可)
[2]	上記[2]該当者は全員提出	<水張り確認 様式2> 水張り確認ほ場写真記録表	記入例に従って記入のうえ、水張り写真を2枚（初日・一か月後以降）撮影し添付箇所へ添付してください。 (旧様式での提出可)

3. その他

- ・国等の指針変更により、以後の確認・運用方法が変更される場合があります。
- ・提出書類の根拠となる関係帳簿・書類につきましては、ご自身で5年間保管してください。また、当協議会が書類の提出を求めた場合には、速やかにご提出ください。
- ・最新の確認方法、提出書類の様式を、駒ヶ根市のホームページへ随時公開しますので、ダウンロードいただきご利用ください。

4. 水張り確認に関する駒ヶ根市ホームページ

- ・こちらのページから水張り確認様式をダウンロードいただけますので、ご利用ください。

<U R L>

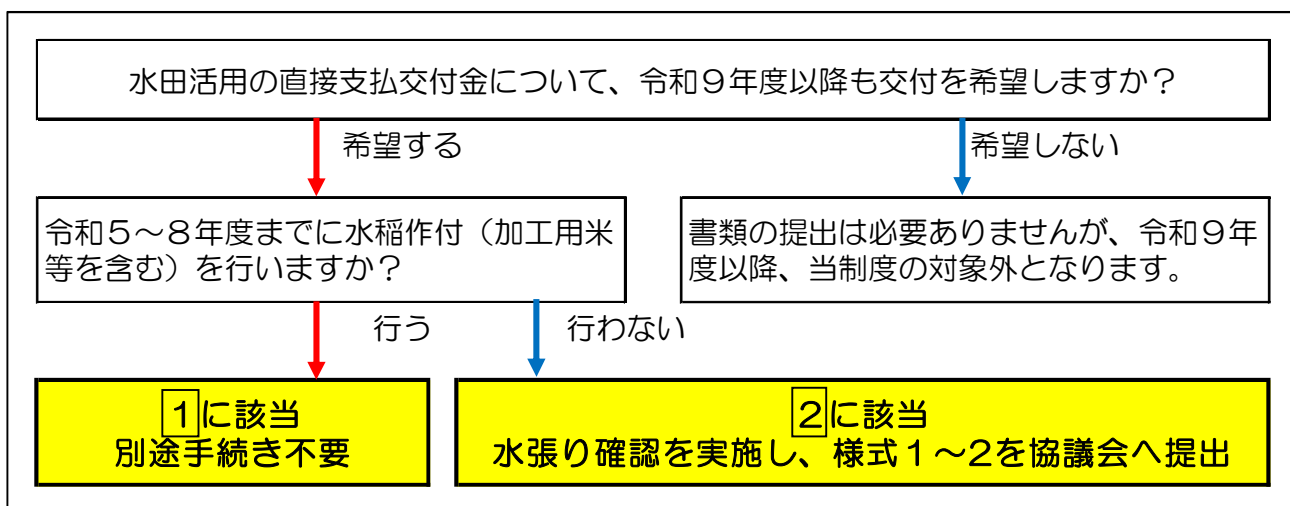
<https://www.city.komagane.nagano.jp/soshikiichiran/norinka/noseigakari/1/1/10239.html>

QRコードはこちら



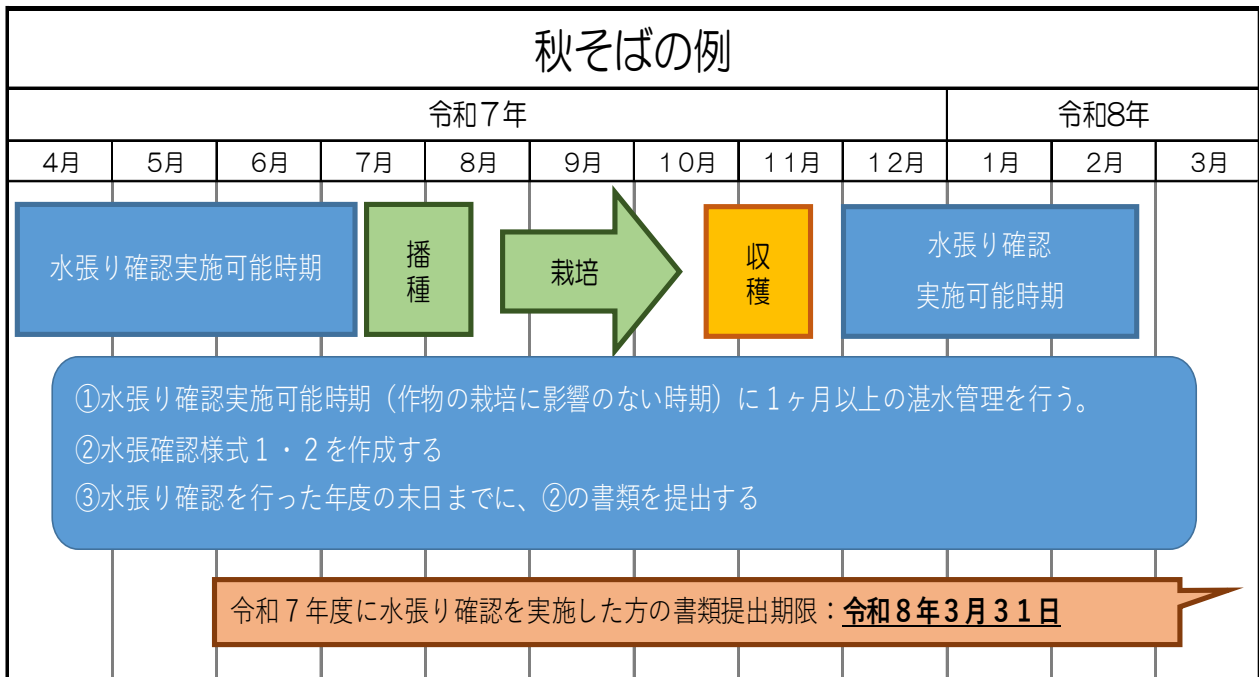
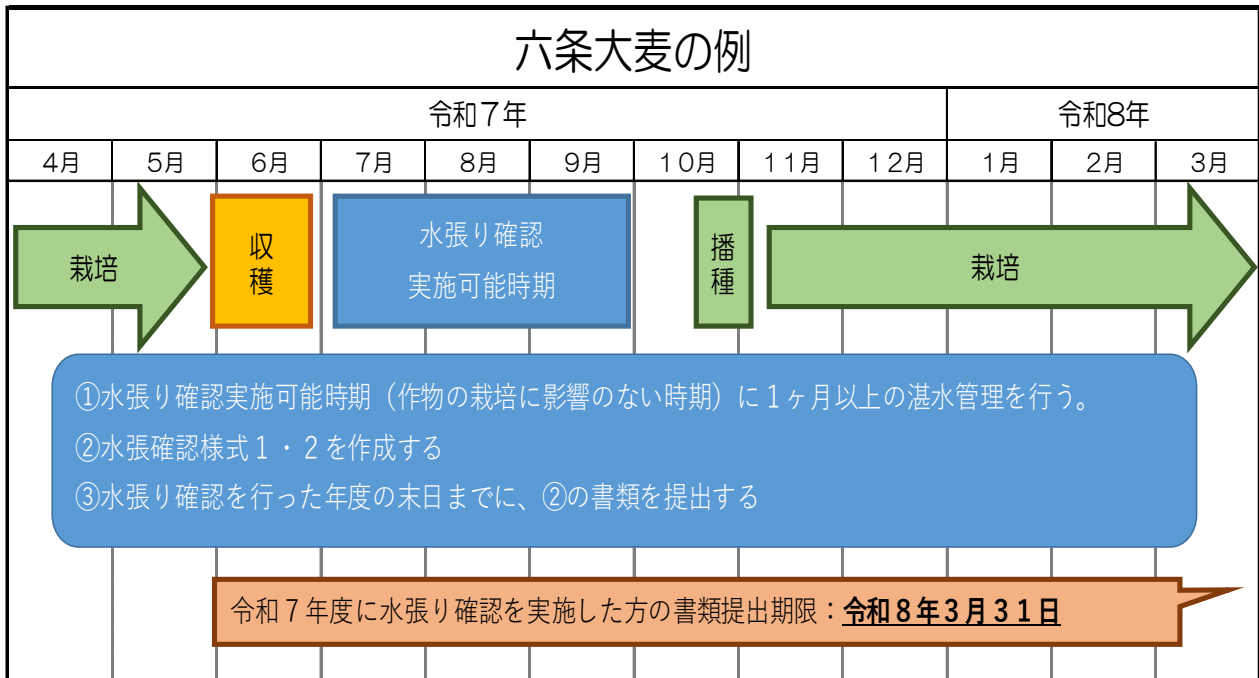
5. 水張り確認フローチャート

- ・以下のフローチャートに従い、書類の作成・提出をお願いします。



【 参 考 】

◆水張り実施対象者のスケジュール例 ※令和7年度に水張りを行う場合



令和5年9月策定

令和7年1月改正

＝駒ヶ根市地域農業再生協議会事務局＝

○ 駒ヶ根市役所産業部農林課農政係

〒399-4192

駒ヶ根市赤須町20番1号

TEL 0265-96-7723（直通）

Email：nosei@city.komagane.lg.jp

○ JA 上伊那営農経済部 南部営農センター

〒399-4106

駒ヶ根市東町9番2号

TEL 0265-81-1105

水張り確認ほ場一覧表

基本情報

耕 作 者 名	
法人への加入状況	←加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載
法人加入者の方は法人名	

使用協議欄会	日付	確認者

ページ数 枚中 枚目

電話番号 - -

↑ 日中連絡のとれる番号を記載してください

- ◆水張り確認を行ったすべてのほ場について、下表に必要事項を記載してください。
- ◆下表に記載したすべてのほ場について、一筆ずつく水張り確認様式2＞を作成し、提出してください。

No.	ほ場地番	水張りの期間 (1ヶ月以上の湛水管理)	写真を撮影した日 (現地確認日)		現地確認者 氏名
			初日	1ヶ月後	
例	赤穂1234	R7.7.1 ~ R7.8.1	R7.7.1	R7.8.1	駒ヶ根 花子
1		~			
2		~			
3		~			
4		~			
5		~			
6		~			
7		~			
8		~			
9		~			
10		~			

基本情報

耕 作 者 名	赤穂 太郎		
法 人 へ の 加 入 状 況	加入	←加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載	
法人加入者の方は法人名	(農)みなみわり		

ほ場の情報

ほ 場 地 番	赤穂1234		
一 覧 表 No.	1	←水張り確認ほ場一覧表に記載した行からNo.を転記	
水 張 り を 行 っ た 年 度	令和	7	年度

水張り確認

水張りをした初日の写真をここへ添付してください



写真を撮影した日(現地確認日)
令和 7 年 7 月 1 日

水張りをした日から1か月後の写真をここへ添付してください



写真を撮影した日(現地確認日)
令和 7 年 8 月 1 日

水張り確認ほ場写真記録表

基本情報

耕 作 者 名 _____
法 人 へ の 加 入 状 況 _____ ←加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載
法人加入者の方は法人名 _____

ほ場の情報

ほ 場 地 番 _____
一 覧 表 No. _____ ←水張り確認ほ場一覧表に記載した行からNo.を転記
水 張 り を 行 っ た 年 度 _____

水張り確認

水張りをした初日の写真をここへ添付してください

写真を撮影した日(現地確認日)

令和 年 月 日

水張りをした日から1か月後の写真をここへ添付してください

写真を撮影した日(現地確認日)

令和 年 月 日

水張り確認に関するQ & A

駒ヶ根市地域農業再生協議会

Q1 水張り確認はいつまでに行い、書類を提出すればよいか。

A1 国の要綱において、令和4年度から8年度までに、水稻作付または水張り確認を行うよう定められています。したがって、令和8年度までに、いずれかの方法でご対応をお願いします。

水稻作付を行う方は、当該ほ場にて、令和4年度から8年度までのいずれかの年度で作付けしていただくことにより、水張り確認完了となります。したがって、令和4～6年度までに水稻作付を行っているほ場は、すでに確認完了となりますので、新たな手続きはございません。令和7年度以降に作付する方は、毎年2月に配布し提出をお願いしている水稻生産実施計画書及び営農計画書をもって確認を行います。

水張り確認を行う方は、令和8年度までに、マニュアルに基づいて湛水管理を行い、書類をご提出いただくようお願いします。今後、国の方針により運用方法が変更となる可能性があるため、その際には改めて通知します。

Q2 令和8年度までに水張り確認を行う予定だが、今後も定期的に行う必要があるか。

A2 水稻作付または水張り確認を行った年月から5年以内に再度水張り確認を行ってください。例えば、令和6年6月に水張りを行った場合、令和11年6月までに再度行っていただきます。水稻作付を行った方については、令和6年度に作付した場合、令和11年度までに再度水稻作付か水張りを行っていただきます。

以降も要綱に変更がない限り、同様の考え方で水張り確認を行ってください。

Q3 全てのほ場で水張り確認が必要なのか。

A3 令和9年度以降に「水田活用の直接支払交付金」の交付を受ける予定のほ場は、Q1～2の記載に基づき水張り確認を行ってください。

Q4 令和8年度までに水張り確認を行わない場合にはどうなるのか。

A4 令和9年度以降は「水田活用の直接支払交付金」の交付対象外となります。

Q5 自己保全管理をしているほ場にも水張りは必要か。

A5 当該ほ場について、水張り確認を行うことなく令和9年度以降に「水田活用の直接支払交付金」の交付対象作物を作付した場合には、交付金の交付対象外となります。したがって、今後対象作物を作付けする可能性がある場合には、令和8年度までに水張り確認を行ってください。

Q6 農事組合法人の構成員だが、水張り確認が必要なのか。

A6 麦、そば、大豆を栽培している方は、法人経由で当該交付金が交付されていますが、令和9年度以降も構成員として当該交付金の交付を受けることが想定される方は、令和8年度までに水張り確認を行っていただきます。また、麦、そば、大豆以外の対象作物を作付し、個人で交付金を受給されている場合についても、当該作物を作付しているほ場での水張り確認を行ってください。

完成した書類は、駒ヶ根市役所農林課へ直接ご提出ください。

Q7 水張り確認書類はどこで入手できるか。

A7 駒ヶ根市役所農林課窓口にて配布しております。また、当市ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

Q8 湛水管理を行う前に、代掻き等をする必要があるのか。

A8 要綱にて、水稻作付と同等の湛水管理を行うことが定められています。したがって、代掻きなどほ場の整備を行ったうえで水張り確認を行うことを基本とします。ただし、特別な事情によりほ場の整備が困難であり、現状のままでも1ヶ月以上の湛水管理を行うことができると判断できる場合については、代掻き等の実施を要しません。また、令和5年8月以前に水張りを行った方につきましては、当通知を発する前に実施が完了していますので、次回の水張りから実施していただくこととします。

Q9 借入しているほ場についても水張りが必要か。

A9 水田活用の直接支払交付金は、令和4年から8年度までに、当該ほ場にて水張り確認が行われたかどうかで交付対象水田となるかを判断しますので、現在借入している耕作者が令和8年度までに水張り確認を行わなかった場合、そのほ場は交付金の交付対象外となります。このようなほ場を令和9年度以降に所有者に返還した場合、次に借入する耕作者は交付金の交付対象外のほ場を借り受けることとなりますので、後に所有者とトラブルになる可能性があります。したがって、貸借が生じている農地につきましては、水張り確認を行うかどうかを事前に所有者と耕作者とで協議して判断してください。

Q10 「水田活用の直接支払交付金」の対象作物を知りたい。

A10 次ページの「経営所得安定対策交付対象作物一覧（予定単価）」の「水田活用支払交付金」欄をご覧ください。

今後、品目や単価につきましては、マニュアル作成時点のものです。

Q11 割田の場合、どちらのほ場にも水張りが必要なのか。

A11 交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認することとされています。したがって、割田すべての湛水管理が必要となります。割田の場合、原則として同じ時期にそれぞれのほ場で水張りいただくこととします。やむを得ず、各ほ場で別々の時期に水張りする場合には、最初に行ったほ場での水張り実施日を起算日とします。

Q12 完成した書類は、メールに添付してデータで提出してもよいか。

A12 メールに添付し、データで提出していただくことも可能です。以下のアドレスへお送りください。

〈メールアドレス〉

nosei@city.komagane.lg.jp

経営所得安定対策 交付対象作物一覧(予定単価)

収穫・出荷・販売をしていることが交付条件となります。

申請の要否	対 象 作 物	畑作物の 直接支払交付金 (数量払い：平均 交付単価)	水田活用の直接支払交付金		
			戦略作物助成 (国単価)	産地交付金 当初配分（地域単価）	追加配分（国単価）
集落営農型法人の構 成員の場合、個人での 申請が不要なもの (<u>個人出荷があれば、 申請が必要です</u>)	六条大麦	5, 150 円/50 kg	35, 000 円/10 a	8, 000 円/10 a	
	小麦	6, 340 円/60 kg	35, 000 円/10 a	8, 000 円/10 a	
	二条大麦		35, 000 円/10 a	12, 000 円/10 a	
	大豆	9, 840 円/60 kg	35, 000 円/10 a	8, 000 円/10 a	
	そば	17, 550 円/45 kg		3, 000 円/10 a	20, 000 円/10 a
	WCS 用稲		80, 000 円/10 a		
	加工用米		20, 000 円/10 a	10, 000 円/10 a	
	飼料作物		35, 000 円/10 a	8, 000 円/10 a	
	飼料作物（収穫のみ）※種子を蒔かない		※10, 000 円/10 a	8, 000 円/10 a	
	飼料用米・米粉用米		70, 000 円/10 a	10, 000 円/10 a	
個人での申請が必要 なもの	新市場開拓用米				20, 000 円/10 a
	新市場開拓用米（複数年契約）				10, 000 円/10 a
	自力増進作物（緑肥）				20, 000 円/10 a
	アスパラガス、業務用キャベツ、業務用にんじ ん、ジュース用トマト			50, 000 円/10 a	
	ごま			60, 000 円/10 a	
	ねぎ			40, 000 円/10 a	
	ブロッコリー、とうがらし、こんにゃく			10, 000 円/10 a	
	カーネーション、アルストロメリア、トルコギ キョウ、小菊、かき、くり、りんご、ぶどう（※ 果樹は、新植のみ対象）			5, 000 円/10 a	

※金額につきましては、本資料作成・掲載時点の年度のもです。また、当初配分（地域単価）は上限額になり、例年、上限額まで支給されません。

※畑作物の直接支払交付金の交付単価は、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれます。上記に記載のものは、免税事業者向けの単価です。

畑地化促進事業のご案内

駒ヶ根市地域農業再生協議会

1 畑地化促進事業とは

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行います。また、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担等に要する経費を支援します。

※当事業を活用し、交付金を受け取った農地は、以後水田活用の直接支払交付金を受け取ることはできません。したがって、当該農地は水張り確認が不要となります。

※登記地目の変更手続きは不要です。

2 申請方法

- ・当協議会における令和7年度要望調査の受付期間は、令和7年1月8日～2月13日です。
- ・調査期間中は、駒ヶ根市ホームページに事業案内、要望方法等を掲載します。詳しい要件や要望方法につきましては、こちらをご覧ください。お問い合わせください。
- ・調査期間外に申し込みを行うことはできません。
- ・令和8年度以降につきましては、要望調査実施の通知があり次第、改めてお知らせします。

3 交付対象

以下の要件①、②を満たしていることが条件です。

①交付対象者

- ・販売農家または集落営農

②交付対象農地

- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象農地であること。
- ・隣接した農地で、概ね団地化を形成していること。
- ・前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金等の交付対象となった作物が作付けられていること。
- ・申請時に取り組むこととした作物を、取り組み開始年から5年間継続して作付けすること。
(令和7年度に申請・採択された場合は、令和7～11年度が対象期間です)

4 支援メニュー

[1] 畑地化支援・定着促進支援

主食用米の需要が中長期的に減少する中、畑作物の需要に応じた生産を推進するため、水田を畑地化し、畑作物の定着等を図る取り組みを支援します。（下表参照）

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物（野菜、果樹、花き等）	10.5 万円/10a	2（3※）万円/10a×5 年間 または 10（15※）万円/10a（一括）
畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	10.5 万円/10a	2 万円/10a×5 年間 または 10 万円/10a（一括）

※加工用・業務用野菜等の場合

[2] 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。（上限 25 万円/10a）

※除外に伴う各種手続き、地区除外決済金額、関係規定等につきましては、該当する各土地改良区にご確認ください。

5 事業活用に関する留意事項

- ・令和7年度の事業内容を記載しております。今後要綱が変更される場合がありますので、詳細は要望調査時に改めてご案内します。
- ・当事業は採択制のため、要望者全員への交付が約束されるものではありません。
- ・借りている農地を畑地化する場合には、土地所有者の同意が必要となりますので、要望調査申し込みの前に、調整を行ってください。調査後、土地所有者から同意書を得ていただき、協議会に提出していただきます。